

第9回部会における委員の依頼資料

厚生労働省社会・援護局保護課

級地の見直し等に伴う他制度への影響

生活保護制度の「級地」を何らかの指標に用いている他制度 ⇒ 個人住民税(均等割)の非課税限度額

- 前年の合計所得金額が以下の基準に従い市町村の条例で定める金額以下である者については、均等割が非課税

1級地の自治体：35万円×1.0×(控除対象配偶者+扶養親族+1)+21万円×1.0

2級地の自治体：35万円×0.9×(控除対象配偶者+扶養親族+1)+21万円×0.9

3級地の自治体：35万円×0.8×(控除対象配偶者+扶養親族+1)+21万円×0.8

(※ 控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合)

※ なお、上記のほかにも、生活保護の基準を指標の参考に用いている他制度については、例えば以下のようなものがあり、基準額の見直しがあった場合にはその影響を受けると考えられる。

『就学援助制度』

生活保護法に定める要保護者や、市区町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者を対象としている。

『介護保険料負担額に関する境界層措置』

介護保険料の負担額に関して、本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる者については、より負担の低い基準を適用している。

『国民健康保険の一部負担金の減免』

保険者は、生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるとき(※)は、申請によりその者に対し、一部負担金を減免することができる。とされている。

(※)被保険者等の収入が生活保護基準以下であり、かつ、預貯金が生活保護基準の3ヶ月以下である世帯 など